

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二

○東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………二

### 訓令

○職員の旅費支給規程の一部改正……………(総務局人事部制度企画課)……………三

### 告示

○東京都景観計画の変更……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………三

○東京都屋外広告物条例第六号第四号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域の指定……………(同)……………三

○宅地建物取引業法第六十七条による告示 (三件)……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………四

○公共測量の終了 (七件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………五

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………六

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(同)……………六

○都営住宅の使用料の変更……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………七

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………七

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)……………七

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………七

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)……………三

○平成二十八年における底立てはえ縄漁業の許可等の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………三

○平成二十七年東京都告示第千三百八十五号 (東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等) の廃止……………(港湾局港湾経営部経営課)……………三

○東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等……………(同)……………三

○東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設……………(同)……………三

○東京都立海上公園の休園……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………三

○平成七年東京都告示第百三十二号 (東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関) の一部改正……………(会計管理局管理部分金管理課)……………四

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………(同)……………四

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………(同)……………四

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(同)……………五

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………(同)……………五

○指定講習機関の届出事項の変更届出……………(同)……………六

○認定教育実施者の届出事項の変更届出……………(同)……………六

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………六

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(同)……………七

規則

○施設建築物の建築工事の完了……………(同)…元  
○土地収用法施行令に基づく公示による通知……………(東京都収用委員会)…元

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理 副知事 安藤 立美

●東京都規則第九十六号

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則

東京都景観条例施行規則(平成十九年東京都規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三中「国分寺崖線景観基本軸」を「国分寺崖線景観基本軸」に、  
「清澄庭園景観形成特別地区、新宿御苑景観形成特別地区、小石川後樂園景観形成特別地区、六義園景観形成特別地区、旧岩崎邸庭園景観形成特別地区及び旧古河庭園景観形成特別地区」

「及び殿ヶ谷戸庭園景観形成特別地区」に改める。

別表第四から別表第七までの規定中

「国分寺崖線景観基本軸」を「国分寺崖線景観基本軸」に、

「清澄庭園景観形成特別地区、新宿御苑景観形成特別地区、小石川後樂園景観形成特別地区、六義園景観形成特別地区、旧岩崎邸庭園景観形成特別地区、旧古河庭園景観形成特別地区」

「殿ヶ谷戸庭園景観形成特別地区」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年八月十五日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都景観条例施行規則に規定する殿ヶ谷戸庭園景観形成特別地区における同規則別表第一の下欄に掲げる届出日(二以上の同表中欄に掲げる手続を行う場合は、最初に到来する届出日)が施行日前に到来する場合の景観法(平成十六年法律第百十号)第十六条第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理 副知事 安藤 立美

●東京都規則第九十七号

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則(平成二十二年東京都規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一東京都清瀬喜望園の項中  
「一 施設入所支援  
二 生活介護  
三 自立訓練」を「一 施設入所支援  
二 生活介護」に、

「一 百名  
二 八十名  
三 二十名」を「一 六十名  
二 六十名」に改める。

別表第二東京都清瀬喜望園の項を次のように改める。

東京都清瀬喜望園	施設入所支援	食費	朝食	二百七十円
			昼食	六百五十円
			夕食	六百五十円
		居住費	一日	百十円
	生活介護	食費	費用算定基準別表第六の十に規定する食事提供体制加算の対象とならない者	昼食 六百五十円
			費用算定基準別表第六の十に規定する食事提供体制加算の対象となる者	昼食 二百三十円

附則

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第六十九号

庁 中 一 般  
支 業 所 庁  
事 業 所 庁  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都訓令第九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

附則第五項中「東日本大震災」の下に「及び平成二十八年熊本地震」を加える。

附則

この訓令による改正後の職員の旅費支給規程の規定は、平成二十八年五月十日以後に出発する旅行から適用する。

告示

●東京都告示第千三百十四号

景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項の規定による景観計画を変更したので、同法第九条第八項において準用する同条第六項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 景観計画の名称 東京都景観計画
- 二 変更点 文化財庭園等景観形成特別地区殿ヶ谷戸庭園の追加指定
- 三 効力の発生する日 平成二十八年八月十五日
- 四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課及び東京都多摩建築指導事務所管理課

●東京都告示第千三百十五号

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）第六条第四号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域を次のとおり定める。

平成二十八年七月二十九日

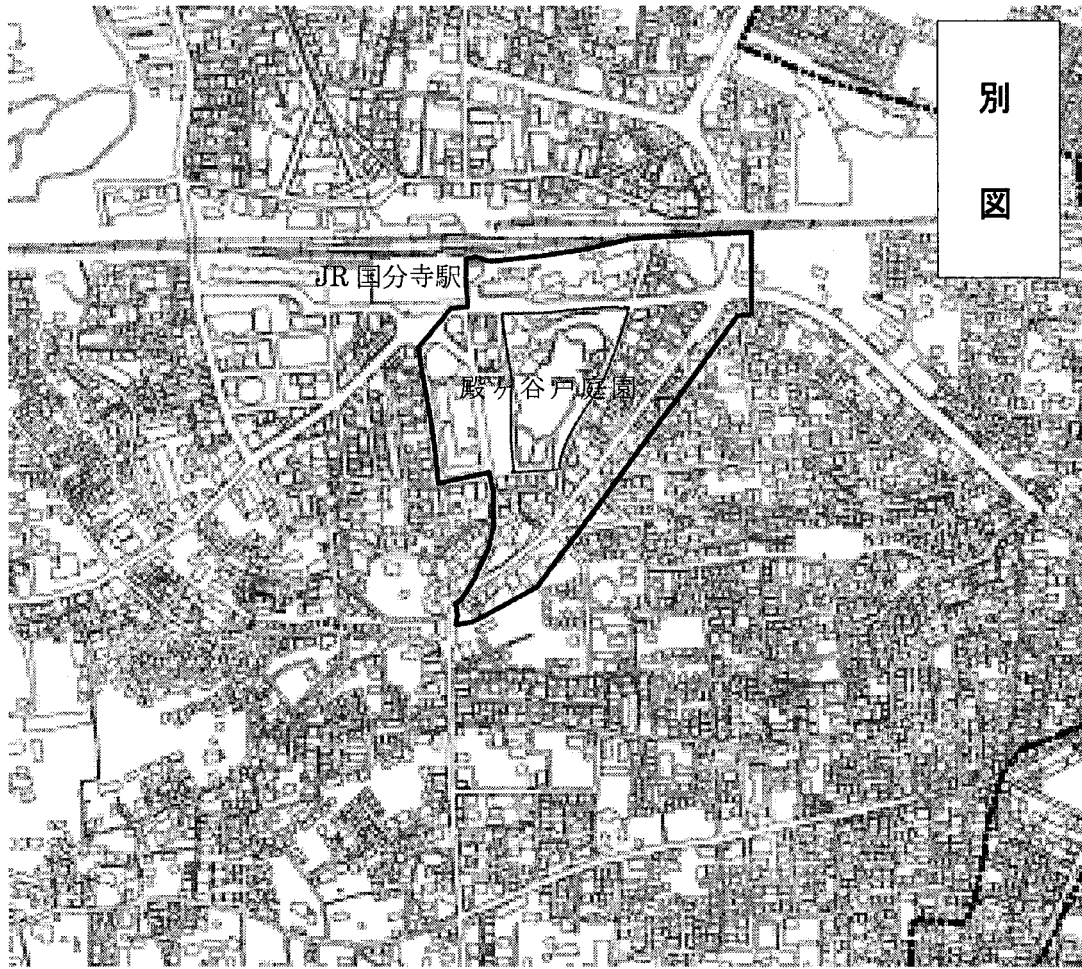
東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

国分寺市南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目及び東元町二丁目のうち、別図に示す区域における地盤面から高さ二十メートル以上の空間

附則

この告示は、平成二十八年八月十五日から施行する。



別  
図

●東京都告示第千三百十六号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 商号 株式会社ランドバンクサービス

二 代表者氏名 代表取締役 豊沢 好孝

三 主たる事務所の所在地 渋谷区本町一丁目二十番二号

四 免許証番号 東京都知事(2)第二六〇三六号

五 免許年月日 平成二十四年九月七日

●東京都告示第千三百十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 商号 株式会社Nauchi's
- 二 代表者氏名 代表取締役 原 勇樹
- 三 主たる事務所 渋谷区代々木一丁目三十二番十号  
所の所在地
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第九五六三七号
- 五 免許年月日 平成二十五年八月二日

●東京都告示第千三百十八号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 商号 株式会社GENエースト
- 二 代表者氏名 代表取締役 吉田 元一郎
- 三 主たる事務所 練馬区桜台一丁目六番四号  
所の所在地
- 四 免許証番号 東京都知事(3)第八四四一五号
- 五 免許年月日 平成二十七年五月六日

●東京都告示第千三百十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区篠崎町一丁目及び二丁目各地内  
(篠崎駅東部地区)
- 四 測量の期間 平成二十七年十月二十三日から平成二十八年三月十四日まで

●東京都告示第千三百二十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の区域 西多摩郡奥多摩町境字水根地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月十三日から平成二十八年三月十一日まで

●東京都告示第千三百二十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都知事から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(一級水準測量)
- 三 測量の区域 中央区、港区、江東区、品川区、大田区、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側その一埋立地及び中央防波堤外側その二埋立地各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年七月八日から平成二十八年三月三十日まで

●東京都告示第千三百二十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量及び四級基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区有明一丁目及び有明二丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年十一月十六日から平成二十八年三月十一日まで

●東京都告示第千三百二十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量（基準点測量）

三 測量の区域 中央区晴海五丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年十月三十一日から平成二十八年三月二十二日まで

●東京都告示第千三百二十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 測量施行者 世田谷区

二 測量の種類 公共測量（公共基準点復旧測量）

三 測量の区域 世田谷区地内

四 測量の期間 平成二十七年十二月十日から平成二十八年三月十五日まで

●東京都告示第千三百二十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 測量施行者 板橋区

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 板橋区大谷口上町、大山西町、大谷口一丁目、大谷口二丁目及び幸町各地内

四 測量の期間 平成二十七年十一月十一日から平成二十八年三月十五日まで

●東京都告示第千三百二十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき府中駅南口第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 組合の名称

府中駅南口第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間 平成二十三年五月二十六日から平成三十年九月三十日まで

三 施行地区

府中市宮町一丁目地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

府中市寿町一丁目五番地の一

平成二十三年五月二十六日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年七月二十九日

●東京都告示第千三百二十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき赤坂九丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 組合の名称

赤坂九丁目北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年十二月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区赤坂九丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
 港区赤坂九丁目六番四十四号  
 平成二十五年十二月二十七日  
 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日  
 平成二十八年七月二十九日

●東京都告示第千三百二十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三  
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
 ように変更し、平成二十八年八月一日から実施するので、  
 同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート（1号棟）	港区南麻布4-3	34.8	1	30,700	75,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区芝5-18	34.3	3	33,600	69,600
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5-18	42.2	1	41,500	77,200
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（1号棟）	港区港南4-5	42.2	1	39,700	76,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（4号棟）	港区港南4-5	42.2	1	40,100	87,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（1号棟）	新宿区戸山2	38.8	1	32,600	60,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（9号棟）	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（3号棟）	新宿区戸山2	41.0	1	34,800	74,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（1号棟）	新宿区戸山2	36.3	1	30,300	66,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（3号棟）	新宿区戸山2	40.1	2	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（3号棟）	新宿区戸山2	40.1	1	34,400	69,200
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	46,300
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート（1号棟）	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,400	58,200
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート（1号棟）	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	59,800
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート（1号棟）	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	58,800
一般都営	中層耐火	立花三丁目アパート（1号棟）	墨田区立花3-24	42.3	1	29,400	45,600
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（3号棟）	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	65,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（6号棟）	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	65,900
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート（1号棟）	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,600	35,000
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート（9号棟）	江東区辰巳1-2	38.4	3	30,400	46,700
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（8号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（1号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（1号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（1号棟）	江東区東陽3-22	37.9	1	31,000	37,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）	江東区東陽3-22	34.4	1	28,200	35,000
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（1号棟）	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	44,400
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（2号棟）	江東区北砂1-3	42.0	1	34,000	52,700
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート（1号棟）	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	68,200
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート（1号棟）	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	68,200
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,100	66,400
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート（9号棟）	江東区森下3-13	54.0	1	45,600	74,600
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（2号棟）	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	68,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（2号棟）	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	68,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（1号棟）	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	92,600
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート（2号棟）	大田区大森西3-10	51.2	1	43,300	70,700

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第3アパート(17号棟)	大田区大森西4-2	59.6	1	50,700	89,900
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート(1号棟)	大田区羽田5-12	32.6	1	25,400	37,400
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	29,400	38,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,900	38,300
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,700	47,600
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	47,600
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(3号棟)	大田区西糀谷2-26	39.0	1	32,100	50,300
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,100	82,500
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(4号棟)	世田谷区梅丘1-40	51.0	1	42,700	86,700
一般都営	中層耐火	桜丘三丁目アパート(2号棟)	世田谷区桜丘3-4	55.9	1	47,800	98,800
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(19号棟)	世田谷区八幡山3-6	42.3	1	34,500	62,500
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(14号棟)	世田谷区八幡山3-9	51.0	1	42,200	83,500
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(1号棟)	世田谷区桜丘2-4	48.1	1	40,500	82,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(41号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	45,000	74,500
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(43-12号棟)	渋谷区笹塚2-43	38.7	1	33,100	76,000
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(52-3号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	33,500	51,200
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	67,300
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	72,000
一般都営	中層耐火	渋谷本町一丁目アパート(2号棟)	渋谷区本町1-62	38.8	1	34,300	73,700
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(10号棟)	杉並区方南2-6	51.0	1	39,000	80,000
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,100	43,300
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,600	36,400
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	3	45,100	77,700
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(5号棟)	北区浮間1-6	59.6	1	49,300	91,600
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(11号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	49,300	91,600
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(1号棟)	北区浮間2-26	59.6	1	48,800	89,100
一般都営	中層耐火	上十条アパート(1号棟)	北区上十条1-5	31.9	1	24,000	42,000
一般都営	中層耐火	上十条アパート(1号棟)	北区上十条1-5	31.9	1	24,000	42,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(10号棟)	北区滝野川3-66	37.3	1	29,600	54,700
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,200	50,900
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(3号棟)	北区赤羽北3-9	51.0	1	41,300	72,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100	40,600
一般都営	中層耐火	坂下一丁目アパート(4号棟)	板橋区坂下1-10	36.4	1	26,600	29,300
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(4号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,600

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,500	37,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(14号棟)	板橋区新河岸2-10	42.3	1	31,400	36,600
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(15号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	29,000	35,000
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,800	71,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	6	39,400	70,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(13号棟)	練馬区北町6-13	47.5	1	37,200	72,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(47号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	47,200
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(12号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	67,000
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート(2号棟)	練馬区関町南2-16	55.9	1	43,700	80,800
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-2号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-5号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(4号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,800	75,500
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(5号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,600	74,600
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	1	41,100	72,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	24,900	38,700
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,800	62,900
一般都営	中層耐火	扇一丁目アパート(16号棟)	足立区扇1-12	51.0	1	36,000	49,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(10号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(12号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	37,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(5号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,600	43,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	江北アパート(1号棟)	足立区江北6-16	33.4	1	23,000	35,600
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(7号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	2	25,900	39,300
一般都営	中層耐火	千住元町アパート(1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	23,200	26,400
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	2	26,700	34,400
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,300	31,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(2号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,700	41,300



種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,700	41,300
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (5号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (7号棟)	足立区六木1-5	35.7	2	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (10号棟)	足立区六木1-5	33.4	3	22,800	35,400
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (12号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (15号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,600	39,600
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (6号棟)	足立区花畑4-11	33.4	1	22,900	37,900
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (12号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (3号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	28,500	41,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (18号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,100	38,400
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート (3号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,700	42,800
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート (4号棟)	足立区花畑2-11	36.4	1	25,000	39,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (6号棟)	足立区舎人6-12	51.0	1	35,900	48,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (15号棟)	足立区舎人6-9	51.0	1	35,900	48,100
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (1号棟)	足立区花畑2-16	51.0	2	36,000	48,200
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (4号棟)	足立区花畑2-16	42.3	1	29,800	39,900
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート (2号棟)	足立区青井3-10	51.0	1	37,200	66,500
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート (22号棟)	足立区南花畑5-14	60.9	1	43,900	70,900
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート (8号棟)	足立区東和4-16	55.9	2	41,200	70,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	67,100
一般都営	中層耐火	足立入谷町アパート (1号棟)	足立区入谷8-2	55.9	1	40,200	65,900
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート (3号棟)	葛飾区青戸3-3	42.3	1	31,200	56,100
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート (1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	66,100
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート (2号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,500	61,800
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート (3号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,500	61,800
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート (2号棟)	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,600	88,300
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート (8号棟)	葛飾区柴又3-17	43.6	1	32,100	56,300
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	2	35,300	61,900
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート (2号棟)	葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	83,200
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第3アパート (1号棟)	葛飾区亀有2-17	59.6	2	45,200	88,500
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第3アパート (2号棟)	葛飾区亀有2-17	51.0	1	38,700	75,700
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第2アパート (2号棟)	葛飾区西亀有2-24	55.9	1	42,800	85,700
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目アパート (1号棟)	葛飾区鎌倉1-12	39.0	1	27,700	50,800
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート (1号棟)	葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,800	65,800

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	鎌倉二丁目第2アパート (1号棟)	葛飾区鎌倉2-23	51.0	1	37,600	64,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	3	42,400	68,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	68,600
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート (1号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	3	28,100	47,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,900
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート (2号棟)	江戸川区平井7-10	39.0	1	28,800	43,500
一般都営	中層耐火	平井四丁目第3アパート (12号棟)	江戸川区平井4-27	39.0	1	29,600	53,500
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート (1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,500	67,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	4	44,400	77,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,400	77,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,400	77,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (5-2号棟)	八王子市松が谷5	55.9	1	30,500	57,700
一般都営	中層耐火	立川錦町四丁目アパート (22号棟)	立川市錦町4-8	55.9	1	34,600	78,500
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (54号棟)	立川市富士見町6-51	52.4	2	28,700	53,700
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第2アパート (25号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-3	55.9	1	42,700	92,100
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート (21号棟)	武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,100	73,400
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート (2号棟)	三鷹市上連雀7-25	51.0	1	37,000	73,800
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート (1号棟)	三鷹市中原4-17	42.3	1	30,000	47,300
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート (1号棟)	府中市浅間町2-7	51.0	1	30,800	67,600
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (5号棟)	府中市新町2-57	55.9	1	34,800	79,700
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート (4号棟)	調布市富士見町3-19-1	56.8	1	34,800	84,200
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート (4号棟)	調布市染地1-1-2	60.2	2	36,700	86,000
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (6号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,600	67,100
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート (7号棟)	町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	35,100
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (46号棟)	町田市森野2-2	55.9	2	32,600	75,200
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート (2号棟)	小金井市中町2-1	61.3	1	39,200	95,100
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート (21号棟)	小金井市東町4-30	62.1	1	40,400	97,500
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート (1号棟)	小金井市東町3-9	62.1	1	39,500	93,900
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート (2号棟)	小金井市東町3-9	62.1	1	39,500	93,900
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (12号棟)	日野市新井842	35.7	1	15,900	31,400

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)	東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,500	72,000
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	2	30,200	69,600
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(4号棟)	西東京市緑町3-8	58.1	1	36,400	79,900
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(1号棟)	西東京市南町1-1	51.0	1	29,400	67,300
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(5号棟)	西東京市南町3-23	61.3	1	39,000	90,400
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(15号棟)	西東京市田無町7-9	55.9	1	33,600	70,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(6号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(50号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(10号棟)	清瀬市竹丘1-15	36.4	1	17,900	38,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-12号棟)	多摩市諏訪4-2	56.8	1	30,200	54,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-1号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-3号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	2	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-2号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	30,100	54,800

●東京都告示第千三百二十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ  
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使  
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、  
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
下連雀七丁目第3アパート (2号棟)	三鷹市下連雀七丁目二番	高層耐火 三四・六平方メートル	四二戸	二九、〇〇〇円	六九、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、九〇〇円	八一、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	二二戸	三九、七〇〇円	九五、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	四〇、一〇〇円	九六、二〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四七、九〇〇円	一一四、六〇〇円

●東京都告示第千三百三十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
 営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一  
 条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定  
 に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平  
 成二十八年八月一日から実施するので、同条例第三条第三  
 項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(12号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(13号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(11号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,800
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート(1号棟)	大田区萩中3-27	48.1	1	40,600
改良	中層耐火	若林四丁目アパート(1号棟)	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-65	33.4	1	25,700
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,100
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	2	29,200
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート(5号棟)	足立区西新井6-15	39.0	1	27,600
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート(4号棟)	昭島市玉川町1-10	48.1	1	26,500
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(16号棟)	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,400
再開発	高層耐火	小松川アパート(1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千三百三十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

名称 位置 区画数

下馬アパート駐車場 世田谷区下馬二丁目 一三七区画 三十三番

久我山アパート駐車場 杉並区久我山一丁目 二〇区画 八番

南水元三丁目アパート 葛飾区南水元三丁目 五六区画 三番

下連雀七丁目第3アパート 三鷹市下連雀七丁目 三八区画 二番

●東京都告示第千三百三十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

名称 位置 区画数

坂下二丁目第3アパート 板橋区坂下二丁目十五区画 七番

●東京都告示第千三百三十三号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年における底立てはえ縄漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定め、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十八年八月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

二十五隻

●東京都告示第千三百三十四号

平成二十七年東京都告示第千三百八十五号(東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等)は、廃止する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

●東京都告示第千三百三十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第二十七条第一項第一号に規定する知事が指定する岸壁及び棧橋、同項第二号に規定する知事が指定する船舶給

水施設、同項第三号に規定する客船ターミナル施設の部分及び同条第二項第二号に規定する知事が指定する修繕等は、次のとおりとする。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 知事が指定する岸壁及び棧橋

品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿棧橋、青海ふ頭岸壁、青海ふ頭棧橋、有明小型船発着所浮棧橋及び青海小型船発着所浮棧橋

二 知事が指定する船舶給水施設

島しょ港湾に設置する船舶給水施設

三 知事が指定する客船ターミナル施設の部分

晴海客船ターミナル、竹芝客船ターミナル、有明客船ターミナル及び青海客船ターミナル以外の客船ターミナル施設

四 知事が指定する修繕等

船舶の性能検査に伴う修繕

●東京都告示第千三百三十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)別表第四に規定する知事が指定する岸壁及び棧橋は、次のとおりとする。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

知事が指定する岸壁及び棧橋

品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿棧橋、青海ふ頭岸壁及

び青海ふ頭棧橋

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

●東京都告示第千三百三十七号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)第十八条の規定に基づき、東京都立有明西ふ頭公園を次のとおり休園する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 休園区域

別図のとおり

二 休園面積

一〇、二八八・〇〇平方メートルのうち  
三、八七五・〇〇平方メートル

三 休園期間

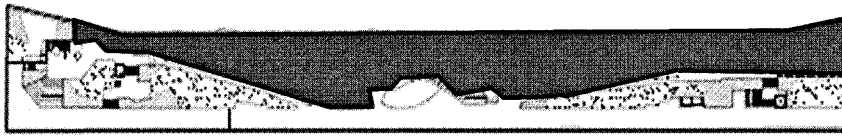
平成二十八年八月二十二日から平成三十一年六月三十日まで

四 理由

東京国際展示場増築工事に伴う仮設道路設置のため

別図

有明西ふ頭公園



今回休園区域

●東京都告示第千三百三十八号

平成七年東京都告示第千三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、平成二十八年八月一日から施行する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

三の表(二)の部楽天銀行株式会社の中「日本国内で業務を営む全ての店舗(代理店を除く。)」を「同右」に改め、同項の前に次のように加える。

株式会社ジャパンネット銀行 日本国内で業務を営む全ての店舗(代理店を除く。)

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年七月二十九日

東京都選挙管理委員会

二二五、四八二

●東京都選挙管理委員会告示第百六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地

方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年七月二十九日

東京都選挙管理委員会

一、五〇九、二六〇

●東京都選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年七月二十九日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	16,340
中央区選挙区	40,404
港区選挙区	65,754
新宿区選挙区	89,745
文京区選挙区	59,091

台東区選挙区	53,299
墨田区選挙区	74,112
江東区選挙区	135,119
品川区選挙区	108,045
目黒区選挙区	78,002
大田区選挙区	167,870
世田谷区選挙区	192,766
渋谷区選挙区	63,175
中野区選挙区	93,353
杉並区選挙区	146,913
豊島区選挙区	77,370
北区選挙区	96,206
荒川区選挙区	56,397
板橋区選挙区	144,301
練馬区選挙区	167,766
足立区選挙区	160,235
葛飾区選挙区	125,535
江戸川区選挙区	159,482
八王子市選挙区	145,514
立川市選挙区	50,529
武蔵野市選挙区	41,002
三鷹市選挙区	51,797
青梅市選挙区	38,648
府中市選挙区	71,142
昭島市選挙区	31,396
町田市選挙区	118,780
小金井市選挙区	33,521
小平市選挙区	52,266

日野市選挙区	50,552
西東京市選挙区	55,848
西多摩選挙区	70,791
南多摩選挙区	65,837
北多摩第一選挙区	85,718
北多摩第二選挙区	55,301
北多摩第三選挙区	86,897
北多摩第四選挙区	53,629
高部選挙区	7,629

規 則 (公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年7月29日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第九号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第8条第14号中「普通自動二輪車」を「普通自動車（総排気量が0.020リットルを超え0.050リットル以下又は定格出力が0.25キロワットを超え0.60キロワット以下の原動機を有する三輪以上のもので、車室（側面が構造上開放されているものを除く。）のあるもの又は輪間距離が50センチメートルを超えるものに限る。）、「普通自動二輪車」に、「当該原動機付自転車等」に「原動機付自転車等」に改め、同条第15号を次のように改める。

(15) 道路運送車両法による自動車登録番号標若しくは車

両番号標又は前号の標識（以下この号において「番号標等」という。）に、赤外線を吸収し、又は反射するため、赤外線を吸収し、又は反射する等の物を取り付け、又は付着させて、車両（番号標等を取り付けることとされているものに限る。）を運転しないこと。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第262号

指定講習機関に関する規則（平成22年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年7月29日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 変更年月日

平成28年7月6日

2 変更に係る事項

変更届出があった指定講習機関	変更事項	新	旧
株式会社尾久自動車	代表者の氏名	遠藤賢二	塩地茂生

●東京都公安委員会告示第263号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年7月29日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 変更年月日

平成28年7月6日

2 変更に係る事項

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧
株式会社尾久自動車	代表者の氏名	遠藤賢二	塩地茂生

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十九日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エムアクト

三 代表者の氏名

神戸 翼

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区高円寺南四丁目十一番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、病気に苦しむ患者並びにその家族らが抱える悩みや不安を調査・集約し、ITの活用による改善策の検討と提案、セミナー、シンポジウムの開催、インターネット等を通じた情報提供を行い、医療の質の向上と患者のQOL（生活の質）の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人仙文化センター

三 代表者の氏名

白川 基子

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区駒込六丁目三十二番三号

五 定款に記載された目的



<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 濱口 友一</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本環境倶楽部</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月六日</p> <p>この法人は、国内外の物心両面の援助を必要とする人々に対して、チャリティー活動等を通じてそのニーズに応える具体的な支援や文化交流事業を行い、もって国際的な文化・芸術・人的交流と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者・高齢者を中心に広く一般市民を対象として、訪問介護事業、居宅介護支援事業等を行うことにより、全ての障害者・高齢者が在宅にて自立し、自由に生き生きと生活できる地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田和泉町一番地</p> <p>三 代表者の氏名 永田 潔</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ホープ</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月六日</p>	<p>この法人は、国内外の物心両面の援助を必要とする人々に対して、チャリティー活動等を通じてそのニーズに応える具体的な支援や文化交流事業を行い、もって国際的な文化・芸術・人的交流と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、企業および地方自治体、一般市民、各分野の専門研究者のネットワークを築き、地球環境問題を解決するための交流、教育、研究、政策支援事業を行い、持続可能な企業経営と、地域の豊かな自然環境の維持・回復による共生環境づくり、そして市民の日常におけるライフスタイル原則づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区春日町二丁目十二番三十二号</p> <p>三 代表者の氏名 黒岩 平</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人練馬断酒会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月八日</p>
<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、練馬区内において、アルコール依存症に関する啓発を行い、酒害の及ぼす社会悪の防止につとめるとともに、自らの意思により断酒生活を実行しようとする者の社会性回復の促進を図り、もって広く保健、社会福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷三丁目三番十五号</p> <p>三 代表者の氏名 萩原 京二</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人労働契約エージェント協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月三十日</p> <p>この法人は、労働契約実務に関する研究及び教育活動と情報提供活動により、社会教育の推進及び職業能力開発に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年七月二十九日</p> <p>東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美</p>
<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マダムインターナショナルオーガニゼーションジャパン</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月三十日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、労働契約実務に関する研究及び教育活動と情報提供活動により、社会教育の推進及び職業能力開発に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷三丁目三番十五号</p> <p>三 代表者の氏名 萩原 京二</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人労働契約エージェント協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年五月三十日</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年七月二十九日</p> <p>東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美</p>

三 代表者の氏名

トーマス福田 眞弓(高巻 里奈)

四 主たる事務所の所在地

東京都港区白金六丁目十六番二十五号 グランドメゾン白金の杜ザ・タワー三〇〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、世界一高齢者の美しい国、高齢者が生き生きと洗刺としている国を目指すという高い志を持って、病気の予防と早期発見、セルフケア方法などの健康の知識と実践法を提唱します。また、誇り高く美しく在ることの意義や楽しさ、生きがいや遣り甲斐という精神面と、美容、運動、食習慣などの生活習慣をホリスティック(全方向的及び包括的)な視点で捉え、ライフクオリティ(人生の質)向上の提唱及び啓蒙活動を行います。そして、提唱や啓蒙だけに留まらず、美しく在ることの価値と楽しさを体現し会員のモデルとなる、ボランティア精神と国際感覚溢れるマダムの育成、選出大会を行います。同じ意識を共有する仲間作りの機会や場の提供、観光化に伴い日本を訪れる外国人旅行者をサポートするボランティア活動を行います。これらの活動からの収益金で、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、及び当該団体への援助、支援、寄付を行います。医療費・介護費の削減、精神的に豊かで幸福感のある高齢者を増やす事に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人労働教育相談センター

三 代表者の氏名

藤倉 純夫

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南大塚二丁目三十三番十号 東京労働会館五階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に若者を対象として、職場で働く上での法律や権利などの市民的な知識の収集・普及を進め、合わせて具体的な現場で労働者が困っている問題に関わって労働相談を通して知識の活用を図り、安心して働ける雇用を確保するための支援事業を行い、労働者を取りまく健全な社会・経済環境の発展・強化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くるみクラブ

三 代表者の氏名

下嶋 誠

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋茅場町三丁目三番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人までラグビーフットボールをこよなく愛する人や、ラグビーフットボールに限らず広くスポーツを愛する人々に対し、地域における活動

の場の提供や、その他支援のための事業並びにスポーツを通じたボランティア活動を行うことにより、東京都及び宮城県におけるスポーツの普及と振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きらく工房

三 代表者の氏名

佐藤 司

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区高円寺北三丁目四十一番十七号 ファミ

ユ太田一〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民を対象として、住環境改善のための相談、情報提供、サポートを行い、あわせて行政との協同の事業を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で末永く安心して自立した快適な生活を送ることが出来るような住みやすい地域環境の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

<p>平成二十八年七月二十九日</p> <p>東京都知事代理 副知事 安藤 立美</p> <p>一 氏名 橋本 和士</p> <p>二 住所 墨田区京島一丁目六番六一五二二号</p> <p>施設建築物の建築工事の完了について</p> <p>東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業E43街区特定施設建築物の建築工事が完了したので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百十八条の十七の規定により公告する。</p> <p>平成二十八年七月二十九日</p> <p>東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業</p> <p>施行者 東京都 東京都知事代理 副知事 安藤 立美</p> <p>土地収用法施行令に基づく公示による通知</p> <p>土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。</p> <p>なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成28年8月18日の終了をもってその通知があったものとみなされる。</p> <p>平成28年7月29日</p>	<p>東京都収用委員会 会長 池田 貞朗</p> <p>記</p> <p>1 事件名 平成27年第26号及び平成27年第26号の2 平成27年第27号及び平成27年第27号の2 都道八王子五丁目線（秋川街道）改築工事（東京都八王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで）のための土地収用事件</p> <p>2 通知書の名称 審理の開催について（通知）</p> <p>3 通知を受けるべき者 (1) 住所 不明 ただし、従来の住所は、神奈川県横浜市磯子区汐見台一丁目3番地1 1301棟日海電線丈涛寮</p> <p>氏名 井上 大輔</p> <p>(2) 住所 不明 ただし、従来の住所は、東京都東大和市高木二丁目192番地の2 田園コーポ124号</p> <p>氏名 高木 啓之</p> <p>(3) 住所 不明 ただし、従来の住所は、神奈川県横浜市神奈川区大口通17</p> <p>氏名 内藤 滝子</p> <p>4 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都八王子市中野上町四丁目3122番1 3123番1</p>	<p>5 公示による通知に係る掲示の事実</p> <p>(1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）</p> <p>(2) 掲示を始めた年月日 平成28年7月29日</p>
--	---	---

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001